

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

- ◇条 例 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例を廃止する条例

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 と畜検査員の特殊勤務手当

附 則

この条例は、昭和五十九年一月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中「公益法人等」の下に「（管理組合法人及び団地管

理組合法人を含む。」を加える。

第六十一条第五項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第十条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第十条」を「第十四条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年一月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十五号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万四千二百四十円」を「一万四千七百七十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年一月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十六号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 爆発物取扱作業

第三条第二項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第四条第一項第四号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第五号中「前条第一項第十五号」を「前条第一項第十六号」に改め、同項第六号中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十七号」に改め、同項第七号中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十八号」に改め、同条第二項中「第十七号」を「第十八号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 警察職員が前条第一項第十六号に掲げる作業であつて、特に困難で心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認めるものに従事したときは、

第一項に定める額にその額の百分の五十に相当する額を加算する。

4 警察職員が前条第一項第十七号に掲げる作業であつて、人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第一項に定める額にその勤務一日

につき七百円を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十七号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例を廃止する条例

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、昭和五十九年二月二十九日から施行する。

2 この条例の施行の日前にその期日を告示された鳥取県議会議員選挙については、なお従前の例による。